

令和8年(2026年)3月23日

米原市長 角田航也様

米原市下水道事業審議会
会長 横川晴彦



公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の
見直しについて(答申)

令和7年(2025年)8月28日付け米上下水第1453号で諮問のあった標記の件に
ついて、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和8年(2026年)3月23日

米原市下水道事業審議会

はじめに

下水道は、私たちの衛生的で快適な暮らしを支えるとともに、浸水被害の防止に寄与する重要なライフラインの1つであり、水と緑に囲まれた自然豊かな米原市にとっては、清らかな水と美しい風土を守っていくための重要な都市基盤施設でもあります。

本市の下水道事業は、市民の関心と期待を受けながら、市政の重点施策として整備を進められ、平成22年度末に市内の面整備は概ね完了しました。現在では、施設の計画的な維持管理と改築更新を推進されているところです。この下水道施設がもたらす住民サービスを将来長くに渡って提供できるようにしていくためには、持続的かつ安定的な経営基盤を確保していく必要があります。

一方、人口減少によって下水道使用料が減少傾向にあることに加えて、施設の老朽化が進んでおり、下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。このような経営環境を踏まえ、令和3年4月に策定された米原市下水道事業経営戦略では、多額の一般会計からの繰入金に依存した経営状況の改善を目的として、全体で10%増額する下水道使用料の改定を行うこととされました。しかし、当時のコロナ禍の状況を鑑み、令和4年度と令和9年度にそれぞれ5%ずつ改定する二段階方式を採用され、まず、令和4年4月に5%の改定が実施されました。

その後、令和6年度に資本費平準化債の制度拡充があったことにより、令和9年度の改定を待たずして、一般会計からの繰入金への依存という課題は一定の改善が達成されたほか、物価高騰や流域下水道の維持管理負担金の単価改定等に伴うコストの増加など、前回の改定時には見込まれていなかった経営環境等の変化が生じました。そのため、令和9年度の使用料改定に当たっては、このような経営環境の変化を踏まえて、その改定の是非や改定の度合い等を改めて検討しなければならない状況にありました。

以上の経過を踏まえながら、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、継続的に事業の効率化を図るほか、経営に必要な財源を確保し、経営の健全化を図る必要があることから、米原市では、中長期的な視点に立った次期下水道事業経営戦略の策定作業が進められています。

本審議会では、次期下水道事業経営戦略の策定作業と並行して、諮問事項の使用料改定について、5回にわたり下水道事業の経営および財政状況、並びに、現在の社会情勢や他市との状況比較などの多面から検討し審議を重ねてきた結果、次のような結論に達しました。

1 審議会の結論

- (1) 本市下水道事業の経営状況は、一般会計からの基準外繰入金(政策的なものを除く。)を入れなくても、当面の間、最終損益が赤字にならない経営を維持できる見通しであることを確認しました。しかし、近年の物価高騰等により、汚水処理に係る維持管理費が今後も上昇していく状況にあることから、受益者負担と一般会計の負担をともに配慮しながら、下水道事業が自立的な経営を維持できるように下水道使用料を改定する必要があるものと認められました。
- (2) 今回の下水道使用料の改定率については、国の下水道事業に対する財政措置の考え方を参考に、向こう 10 年間(令和 8 年度から令和 17 年度まで)で資本費に対する使用料の算入率を 15%の水準に概ね到達させることを目標に、現行の使用料から 10%増とする改定が必要との結論に至りました。
- (3) 現行の下水道使用料体系について、基本水量制を廃止するか継続するか、基本使用料と従量使用料との収入割合をどのようにすることが望ましいか、大口需要者の負担割合をどうしていくのかという点を検討した結果、現行の使用料体系を維持するものとし、現行の使用料単価に対して一律 10%増額とする使用料体系を採用することが望ましいとの結論に至りました。
- 改定後の下水道使用料体系については、下表のとおりです。
- (4) 改定後の使用料は、令和 9 年 4 月使用分から適用するものとします。

表 1 か月当たりの使用料(消費税込み)

区分	汚水量	令和 8 年度まで 現行	令和 9 年度から (現行から 10%改定)
一般排水	10 立方メートルまで(基本料金)	一律 1,408 円	一律 1,548 円
	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 156.2 円	1 立方メートルにつき 171.8 円
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 167.2 円	1 立方メートルにつき 183.9 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 179.3 円	1 立方メートルにつき 197.2 円
	100 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 191.4 円	1 立方メートルにつき 210.5 円
特定排水	750 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 243.1 円	1 立方メートルにつき 267.4 円
公衆浴場排水	300 立方メートルまで(基本料金)	一律 11,213.4 円	一律 12,334.7 円
	300 立方メートルを超える分	1 立方メートルにつき 83.6 円	1 立方メートルにつき 91.9 円

2 附帯意見

(1) 今後も農業集落排水事業として継続する地区については、人口減少の進行が見込まれるのに対して、維持管理費は増加していくことが懸念されます。そのため、国の補助制度を活用しながら、省エネ機器など新技術の導入等による経費削減の方策を検討し、経営改善に努められたい。

また、公共下水道への接続が予定されている地区については、公共下水道への計画的な接続に努められたい。

(2) 今回、下水道使用料を増額改定するに当たり、改定の必要性や下水道使用料の用途について、使用者がわかりやすいよう周知に努められたい。

(3) 米原市下水道事業経営戦略に定める経営目標および投資・財政計画については、毎年進捗管理を行い、目標の達成状況や投資・財政計画と実績との乖離状況を踏まえながら、適時、使用料の見直しを図られたい。

3 審議の経過

(1) 下水道事業の現状と課題について

本市下水道事業と事業環境が類似している他団体とで令和5年度決算に基づく各種経営指標の比較分析を行い、本市下水道事業の経営上の課題と対応策について次のとおり理解しました。

① 流動比率が低い水準にあり、日常的な資金繰りや災害時の備えができていません。そこで、資本費平準化債の適切な水準を検討するとともに、汚水処理原価の削減を進めていきながら、収益性の向上を図ることが必要です。

② 公共下水道事業では、繰入金に関する比率は類似他団体と比較して良好な水準にあるものの、企業債償還資金不足分を補てんするために、基準外の繰入金を必要としている状況にありました。ただし、令和6年度に資本費平準化債の制度拡充がされたことにより、この基準外繰入金は解消することが可能になりました。

③ 農業集落排水事業における施設利用率が50%程度と低く、人口減少によってさらに低下することが見込まれます。また、公共下水道事業に比べて人口密度が低いために汚水処理原価が割高になっており、一般会計からの基準外繰入金に依存しています。そこで、処理場更新のタイミングで施設規模・能力を縮小するダウンサイジングや汚水処理方式の見直し(浄化槽への転換など)について検討が必要です。

(2) 将来の投資・財源収支の見通しについて

現状の課題と今後の人口減少に伴う使用料収入への影響、将来の施設更新需要の見通しを踏まえながら、向こう50年間の投資試算、財源試算の進め方について検討しました。①現状のまま成り行きで経営した場合、②経営改善策に取り組んだ場合、③経営改善策に取り組みながらも民間活力を導入しなかった場合の3パターンで比較検討したところ、いずれの場

合においても、資本費平準化債の制度拡充分を活用できることにより、当面の間、一般会計からの基準外繰入金を入れなくても最終損益は赤字にならないことを確認しました。

(3) 基準外繰入金の削減に代わる新しい経営目標の設定について

これまでの経営目標であった基準外繰入金の解消は、資本費平準化債の制度拡充分を活用することによって解消されたことから、新しい経営目標について検討しました。

当初の方針では、将来の施設更新に備えてどの時期にどの程度の資金を確保するか検討することとしていましたが、投資試算、財源試算の結果、現行の下水道事業の繰入金の仕組みでは、将来の施設更新に備えて資金確保ができるように資産維持費を設定して下水道使用料を改定したとしても、一般会計からの繰入金が増加するために、資金確保ができないことを確認しました。

そこで、新しい経営目標を設定するに当たり、物価高騰に伴って汚水処理に係る維持管理費が高騰すると、資本費に対する使用料の算入率が減少することに着目しました。この算入率を一定確保できるように管理することが、再び基準外繰入金に依存することがない下水道事業の経営基盤の確保につながることを確認しました。

(4) 使用料改定率について

資本費対使用料算入率に係る経営目標の水準と、目標達成に必要な使用料改定率について以下の3つの案から検討した結果、③の案を採用することとしました。

- ① 国の下水道事業に対する財政措置の考え方に基づき、資本費の30%程度を使用料で回収することが見込める改定率 50%
- ② 前回改定の令和4年度水準(17.4%)の資本費を使用料で回収することが見込める改定率 22%
- ③ 国が示す基準の半分である資本費の15%程度を使用料で回収することが見込める改定率 10%

(5) 使用料体系について

現行の基本水量制を廃止するか継続するか、基本使用料と従量使用料との収入割合をどうするかを下水道使用料体系の検討パターンとして設定し、基本水量制を廃止した場合の影響、県内自治体間の比較、使用量が100 m³を超える大口需要者の負担感を評価の視点として比較検討しました。検討過程では、基本水量を廃止した場合には、高齢者の単身世帯等が比較的多いことが見込まれる使用量10 m³までの小口需要者の負担が現行に比べて重くなり、反対に基本水量を継続した場合には、大口需要者の負担が重くなることが明らかになりました。その結果、どの検討パターンにおいても、今回の下水道使用料の増額改定について、使用者の理解を得るための合理的な説明が困難であることから、現行の使用料体系を維持するものとし、現行単価から一律10%改定することが妥当であるとの結論に至りました。

○米原市下水道事業審議会規則

平成 28 年 3 月 24 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成 28 年米原市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定により設置する米原市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による委員の委嘱については、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数を下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1 人
- (2) 受益者の代表 7 人以内

(会長および副会長)

第 3 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、まち整備部上下水道課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集)

- 2 条例第 4 条第 2 項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成 30 年 4 月 1 日規則第 35 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 39 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 4 月 1 日規則第 4 号)
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

米原市下水道事業審議会委員名簿
(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(五十音順、敬称略)

鈴木 あき

飛戸 博子

中田 住久

藤田 栄子

横川 晴彦 (会長)

吉田 真由美

和田 政司 (副会長)

以上 7人

米 上 下 水 第 1453 号
令和 7 年(2025 年)8 月 28 日

米原市下水道事業審議会
会長 横 川 晴 彦 様

米 原 市 長 角 田 航 也

公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の見直しについて（諮問）

本市の下水道事業は、汚水処理原価に対して一般会計からの繰入金を除く収入の水準が低く、地方公営企業繰出金について国が毎年通知している基準以外の繰入金を前提とする経営になっていた課題があったことから、令和 4 年度に下水道使用料の改定を実施しました。

しかし、前回改定から今日までの間に、物価高騰や資本費平準化債の制度拡充など、事業を取り巻く経営環境が大きく変化している中で、下水道施設を適切に維持管理しながら、今後も継続して下水道事業サービスを提供できるようにしていくことは、本市下水道事業の重要な課題となっています。

ついては、本市における公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料について、今後の下水道事業の経営上、必要な額に対する使用者負担について検討し、これを回収しうる使用料体系について、諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 本市下水道事業の経営において必要な下水道使用料の額と使用者負担について
- (2) 下水道使用料の体系について

米原市下水道事業審議会の開催状況

- 第1回米原市下水道事業審議会(令和7年(2025年)6月3日)
 - ・ 米原市下水道事業審議会 会長・副会長の選出について
 - ・ 米原市下水道事業の概要と次期経営戦略の策定について

- 第2回米原市下水道事業審議会(令和7年(2025年)8月28日)
 - ・ 諮問
 - ・ 米原市下水道事業経営戦略の策定について
 - (1) 第1回審議会のおさらい
 - (2) 経営の現状分析と課題の検討
 - (3) 将来の事業環境
 - (4) 投資試算・財源試算の進め方

- 第3回米原市下水道事業審議会(令和7年(2025年)10月28日)
 - ・ 米原市下水道事業経営戦略の策定について
 - (1) 第2回審議会のおさらい
 - (2) 投資財政計画について
 - (3) 使用料収入の水準について
 - (4) 経営の基本方針と目標について

- 第4回米原市下水道事業審議会(令和8年(2026年)1月13日)
 - ・ 米原市下水道事業経営戦略の策定について
 - (1) 第3回審議会のおさらい
 - (2) 経営目標の再設定と使用料改定率について
 - (3) 下水道使用料体系について

- 第5回米原市下水道事業審議会(令和8年(2026年)2月17日)
 - ・ 米原市下水道事業経営戦略の策定について
 - (1) 第4回審議会のおさらい
 - (2) 下水道使用料体系について
 - ・ 市長諮問事項に対する答申について
 - (1) これまでの審議会の振り返り
 - (2) 今後の予定